

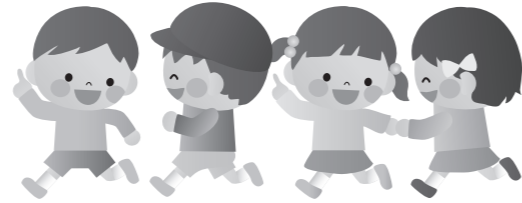
～令和5年度分の加入受け付け中～ 万一の交通事故に備えて交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、市民の皆さんが会費を出し合って、加入している方が交通事故に遭ったとき、見舞金が支払われる相互扶助制度です。

- ▶**加入期間** 4月1日から1年間
※加入期間中に市外へ転出した場合、効力を失います。
- ▶**加入資格** 本市の住民基本台帳に登録されている方
- ▶**費用** 年額500円(10月以降に加入される場合は250円)
- ▶**加入方法** 交通対策課で随時加入を受け付けています。例年行っている自治会を通した加入の取りまとめは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施していない自治会があります。また、3月12日(日)午前8時30分から正午まで同課にて特設受け付けを行いますのでご利用ください。
- ▶**問い合わせ** 同課交通安全グループ(内線284)

交通遺児の保護者へ入学準備金を支給します

- ▶**対象** 交通事故により父もしくは母または両親が亡くなった児童・生徒を養育している保護者
- ▶**受給条件** 本市に住所を有し、引き続き1年以上居住していること
- ▶**支給金額**
【小学校へ入学する場合】1人につき30,000円
【中学校へ入学する場合】1人につき50,000円
【高等学校へ入学する場合】1人につき70,000円
- ▶**申し込み・問い合わせ** 3月31日(金)までに交通対策課交通安全グループ(内線284)



農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

行田市および行田市農業委員会では、次のとおり、農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・応募を受け付けます。



農業委員

- ▶**委員定数** 13人
- ▶**業務内容**
 - ・農業委員会の会議に出席し、農地法に基づく農地の権利に係る許可などに関する審議
 - ・農地利用最適化推進委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入に関する活動など
- ▶**報酬** 月額36,000円

農地利用最適化推進委員

- ▶**委員定数** 20人(担当区域ごとに1人ずつ。詳細は市ホームページをご覧ください)
- ▶**業務内容** 担当区域において、農業委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの地域における現場活動を通じて、農地などの利用の最適化を推進するための活動など
- ▶**報酬** 月額35,000円

いずれの委員も

- ▶**任期** 令和5年7月20日～令和8年7月19日
- ▶**募集期間** 2月27日(月)～3月24日(金)※土・日曜日、祝日を除く
- ▶**推薦・応募の方法** 適任と思われる方を、本人の同意を得て3人以上か団体代表者名で推薦、または自らの応募により、農業委員会事務局で配布している書類(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、持参してください。
- ▶**その他**
 - ・農業委員は、原則過半数が認定農業者等であることや、農業者以外の方で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上含めなければなりません。また、農業委員の年齢、性別などに著しい偏りが生じないように配慮します。
 - ・農業委員および農地利用最適化推進委員の身分は非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。
 - ・いずれの委員も、同時に推薦・応募できますが、兼職はできません。
- ▶**問い合わせ** 農業委員会事務局(内線392)

あなたも行田市の登録手話通訳者になりませんか

聴覚・音声または言語機能に障害のある方に対して、手話通訳を行う登録通訳者の選考試験を実施します。登録後は、派遣申請に基づき手話通訳業務を依頼します。

- ▶**日時** 3月12日(日)午前9時30分～正午(予定)
- ▶**場所** 総合福祉会館「やすらぎの里」
- ▶**受験資格** 令和5年4月1日現在、満20歳以上の方(学生を除く)
- ▶**試験内容**
 - 【筆記】①行田市の福祉に関する知識
②聴覚障害者に関する知識
③障害者福祉に関する知識
④手話通訳に関する知識
 - 【聞き取り】手話表現2問
 - 【読み取り】口述2問
- ※手話通訳士の資格を有する方、全国统一試験または埼玉県登録手話通訳者認定試験に合格している方は面接のみ実施
- ▶**申し込み** 2月1日(水)から福祉課および行田市社会福祉協議会で配布する所定の申込用紙に必要な事項を記入し、選考試験実施要領を参照の上、2月24日(金)(必着)までに提出してください。
※実施要領と申込用紙の配布は、土・日曜日、祝日を除く
- ▶**問い合わせ** 同課障がい福祉グループ(内線266)または同協議会☎557-5400

行田市障がい者差別解消推進条例(案)に対する市民意見を募集しています

障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進することができるよう、市では(仮称)行田市障がい者差別解消条例検討委員会を設置し、条例(案)の協議を進めてきました。

- このたび、行田市障がい者差別解消推進条例(案)がまとまりましたので、市民意見を募集しています。
- ▶**意見募集・閲覧期間** 2月28日(火)まで※土・日曜日、祝日を除く
 - ▶**閲覧場所** 福祉課、市政情報コーナー、南河原支所、総合福祉会館「やすらぎの里」※市ホームページから閲覧可
 - ▶**対象**
 - ・市内に住所を有する方
 - ・市内で事業その他の活動を行う個人または法人その他の団体・事業所
 - ・市内通勤・通学、市内の障がい福祉事業所に通所している方
 - ・本市に対して納税義務を有する方または団体
 - ▶**提出方法** 各閲覧場所で配布している意見書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法により提出してください。
【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 福祉課
【FAX】554-6701
【Eメール】fukusi@city.gyoda.lg.jp
 - ▶**意見の公表** 結果は、市ホームページなどでお知らせします。なお、個別の回答は行いません。
 - ▶**問い合わせ** 同課障がい福祉グループ(内線266)

行田市民大学令和5年度生を募集します

「市民による手作りの学校」を目指して設立された行田市民大学では、大学講師をはじめとする専門家から郷土の歴史や健康づくりなど、さまざまな分野について学ぶことができる趣向を凝らしたカリキュラムを企画しています。

このたび、令和5年度の開催に向けて募集をします。

- ▶**修学期間** 5月11日(木)から2年間、毎月2回程度(原則第2・第4木曜日)
- ▶**時間** 原則として午前10時～正午
- ▶**場所** 行田グリーンアリーナ
- ▶**講座内容** 「のぼうの城」を検証する、行田市の原点「日本一の足袋産業」、郷土の文化を学ぶ、視察ツアー他(年間23回を予定)
※変更の場合あり
※講座の他に自主グループ研究活動あり
- ▶**応募資格** 原則として市内在住・在勤で16歳以上の方
- ▶**募集人数** 50人(定員を超えた場合は抽選)
- ▶**学費** 年間15,000円(入学決定後、指定する日までに振り込み)※視察ツアーは別途負担あり
- ▶**応募方法** 教育委員会または各公民館で配布(市民大学ホームページからダウンロード可)している所定の入学申込書に必要な事項を記入の上、3月15日(木)までに持参、郵送、FAXのいずれかの方法により①NPO法人行田市民大学活動センターまたは②生涯学習スポーツ課
【持参・郵送】①〒361-0056 行田市持田4-35-11 ②〒361-0052 行田市本丸2-20
【FAX】①501-2448 ②556-0770
- ▶**入学決定** 3月31日(金)までに応募者へ結果を通知します。
- ▶**問い合わせ** 同法人☎501-2404または同課☎556-8319

